

特記仕様書

- 1 件 名：203隊舎FCU更新工事
- 2 施工場所：航空自衛隊府中基地（東京都府中市浅間町1-5-5）
- 3 工 期：契約締結日～令和9年3月31日
- 4 概 要：本工事は、航空自衛隊府中基地内に設置されているFCU（ファンコイルユニット）の更新を行うものである。

5 一般共通事項

（1）一般事項

本工事は、本仕様書及び図面に記載された事項のほか、次項に従い、遺漏なく実施するものとする。また、これらに明記なき事項については、監督官の指示に従い実施するものとする。

ア 公共建築（改修）工事標準仕様書「設備機械工事編」

イ 公共建築（改修）工事標準仕様書「建築工事編」

ウ その他関係法令等

（2）基地内態様

ア 基地への入出門時間は、平日8時15分から17時00分とし、これを超える時間のほか、休養日及び休日における入出門は、監督官と協議するものとする。

イ 統制事項及び書類手続きは、監督官の指示によるものとする。

ウ 指定場所以外での喫煙は厳禁とする。

エ 工事用水及び工事用電力の基地からの供給については、請負者の責任で基地と別途契約し、使用するものとする。

オ 基地機能運用上の理由により不測の事態が発生した場合、監督官の指示に従わなければならない。

（3）現場管理

ア 施工管理

（ア）請負者は、工事に関する下請負契約を締結した場合は、施工体制台帳及び施工体系図を作成し、建設業の許可書等の写しを施工現場に備えるとともに、監督官に提出するものとする。

なお、提出時期は着手前、体制変更時及び監督官の求める時期とする。

（イ）請負者は、施工体系図、建築業の許可を示す標識、建設業退職金共済制度適用事業主の現場である旨の標識及び労災保険関係の標識の現場掲示状況写真を監督官に提出するものとする。

関係者以外不許複製

航空自衛隊府中基地			件 名		203隊舎FCU更新工事	
隊 長	総括班長	企画係長	財産係	班 長	担当者	作 成 日
						令和8年8月25日

(ウ) 請負契約金額が4,500万円以上(建築一式工事は9,000万円以上)の場合
は、専任の監理技術者又は専任の主任技術者を配置するものとする。

イ 完全週休2日制工事(土日)の試行

(ア) 週休2日の考え方

a 完全週休2日(土日)とは、対象期間の全ての週において、原則として土曜日及び日曜日を現場閉所(現場休息)日に指定し、2日以上現場閉所(現場休息)を行ったと認められる状態をいう。ただし、対象期間の日数が7日に満たない週においては、当該週の土曜日及び日曜日の合計日数以上の現場閉所(現場休息)を行っていれば、達成しているとみなす。また、土曜日又は日曜日に現場作業を行うこととされている場合は、受発注者間で協議した上で、当該曜日に代わる曜日を現場閉所日(現場休息日)に指定するものとする。

月単位の週休2日とは、対象期間内における全ての月で現場閉所(現場休息)日数の割合が28.5%(8日/28日)以上の水準に達する状態をいう。ただし、暦上の土曜日及び日曜日の日数の割合が28.5%に満たない月においては、当該月の土曜日及び日曜日の合計日数以上の現場閉所を行っている状態をいう。

通期の週休2日とは、対象期間において、28.5%(8日/28日)以上の現場閉所(現場休息)を行ったと認められることをいう。

なお、降雪、出水期、猛暑日等による予定外の現場閉所についても、現場閉所日数に含めるものとする。

b 対象期間は、工事着手日から工事完成までの期間とするが、そのうち、年末年始6日間及び夏季休暇3日間、工場製作のみの期間、工事全体の一時中止期間、受注者の責によらず現場作業を余儀なくされる期間などは含まない。

c 現場閉所日とは、巡回パトロールや保守点検等、現場管理上必要な作業を行う場合を除き、1日を通して現場及び現場事務所が閉所された日をいう。

(イ) 現場閉所実績報告書

受注者は、毎月末までに現場閉所実績報告書を作成し、翌月10日までに監督官へ提出するものとする。ただし、工事完成月については、監督官が指定する日まで現場閉所実績報告書を提出するものとする。

(ウ) 総合工事工程表の作成

受注者は発注時の設計図書や発注者から明示される事項を踏まえ、総合工事工程表を作成する。

総合工事工程表を作成するに当たっては、当該工事の規模及び難易度、地域の実情、自然条件、工事内容、施工条件等のほか、建設工事に従事する者の週休2日の確保等、下記の条件を適切に考慮する。

a 建設工事に従事する者の休日(週休2日に加え、祝日、年末年始及び夏季休暇の確保

b 建設業者が施工に先立って行う労務・資機材の調達、調査・測量、現場事務所の設置等の「施工準備期間」

c 施工終了後の自主点検、後片付け、清掃等の「後片付け機関」

d 降雪、出水期、猛暑日等の作業不能日数

(エ) 工事工程の共有

a 工事において、受発注者間で工事工程のクリティカルパスを共有し、工程に影響する事項がある場合には、その事項の処理対応者を明確にするものとする。

b 円滑な協議を行うため、施工当初において工事工程（特にクリティカルパス）と関連する案件の処理期限（誰がいつまでに処理し、どの作業と関連するのか）について、受発注者で共有するものとする。

c 工事工程の共有に当たっては、必要に応じて下請け業者（専門工事業者等の技術者等）を含めるなど、共有する工程が現場実態にあったものとなるよう配慮するものとする。

d 工程に変更が生じた場合には、その要因と変更後の工事工程について受発注者間で共有すること。また、工程の変更理由が受注者の責によらない場合は、適切に工期の変更を行うものとする。

(オ) 現場閉所の達成状況及び精査

対象期間における全ての週において完全週休 2 日（土日）が達成できていない又は月単位の週休 2 日が達成できていない場合は、補正した労務費（公共工事設計労務単価、電気通信技術者、電気通信技術員及び機械設備据付工）、現場管理費及び市場単価等を請負代金額の変更により減額するものとする。

ウ 安全管理

(ア) 請負者は現場代理人を指定し、原則常駐させるものとし、関係法令に従って現場管理を行い災害及び事故防止に努めるものとする。

(イ) 現場の安全衛生は、現場代理人が責任者となり労働安全衛生法その他関係法令に従ってこれを行うものとする。

エ 災害時等の対処

災害及び事故が発生した場合は、人命の安全確保を優先するとともに二次災害の防止に努め、その経緯を監督官へ報告するものとする。

オ 火気使用等

(ア) 火気（裸火及び電熱器具等）を伴う器材を使用する場合は、あらかじめ監督官の確認を受けたうえで使用するものとし、火気の手扱いに十分注意するとともに、適切な消火設備等を設ける等の火災防止措置を講ずるものとする。

(イ) 施工場所が基地内の場合は、府中基地規則に定める火気使用申請を行い、火気使用許可証の受領後に使用できるものとし、火気使用場所の見やすい位置に表示する。

また、内燃機関の屋内使用を禁ずるものとする。

カ 立入制限

工事に関係のない場所への立入り及び撮影は厳禁とする。その他、立入りに関する手続きは監督官の指示によるものとする。

キ 養生、清掃及び後片付け

請負者は、施工現場には適切な方法で養生するものとし、工事の完成に際しては、当該工事に関する部分の清掃及び後片付けを行わなければならない。

ク 軽微な変更

請負者は、工事に際し、位置又は工法に軽微な変更が生じる場合、それによる数量の増減等の変更を監督官と協議し、監督官の指示に従わなければならない。この場合の請負金額及び工期については、変更しない。

ケ 疑義

請負者は、仕様書等の内容に不明な点がある場合や明示のない場合又は疑いが生じた場合、すべて監督官と協議しなければならない。その際、技術上当然施工すべき事項は請負者の責任において行うものとする。

コ 材料

- (ア) 材料の搬入に先立ち、材料搬入計画書を搬入前日までに監督官に提出するものとする。
- (イ) 材料は、あらかじめ監督官の承諾を受けたうえで調達するものとし、監督官による材料検査に合格した後に使用するものとする。また、カタログ、品質規格証明書又は試験成績証明書等がある場合は提出するものとする。
- (ウ) 請負者は、グリーン購入法に基づき、積極的に判断基準を満たす材料を調達するものとし、当該品を使用する場合は、材料搬入計画書により通知するものとする。
- (エ) 仕様書に記載された材料のうち同等品を使用する場合は、同等以上であることの証明を事前に監督官に提出又は提示し、承認を得るものとする。
- (オ) 受注後に製作する物（規格品を除く。）については、承認図を提出するものとする。

サ 発生材

金属類は、監督官の指示する場所（府中基地内）に運搬し、種類ごとに集積する。また、その他のものについては、関係法令の定めるところにより、請負者の責任において適切に処分する。

なお、産業廃棄物を処分する場合は、最終処分までに生起した産業廃棄物管理票（電子マニフェストを含む。）の写しを提出するものとする。

シ 写真管理及び写真撮影要領

写真管理及び工事写真撮影要領は「営繕工事写真撮影要領」によるものとし、（ア）から（カ）の事項に注意する。

- (ア) 工事写真は、原則デジタルカメラ写真（カラー）とし、写真帳に工事種目又は分類ごとに整理のうえ提出するものとする。
- (イ) 材料検査は、監督官立会いのもと黑板（白板）に品名、規格数量等の必要事項を記載し、記載内容が明確に確認できるよう撮影する（記載内容は、写真帳及び材料搬入報告書と整合させる。）。
- (ウ) 工事写真は、黑板（白板）に工事内容、撮影部位及び日付け等の必要事項を記載し、記載内容が明確に確認できるよう撮影する（記載内容は、写真帳と整合させる。）。
- (エ) 施工前、施工中及び施工後を、それぞれ定位、定点及び同一方向から撮影する。
- (オ) 施工後に隠ぺいとなる部分は、監督官立会いのもと撮影する。

(カ) 工事写真の編集を行ってはならない。ただし、「デジタル工事写真の黒板情報電子化について」(平成29年3月1日 国営整第211号)に基づく黒板情報の電子的記入はこれにあたらぬ。

ス 補償

施工にあたっては、建物、工作物及びその他に損害を与えないための必要な措置を講じるものとする。万一、損害を与えた場合は、請負者の責任により速やかに工期限内に復旧させるものとする。

セ 設計図書等の管理

(ア) 設計図書及び写真等を、本工事に使用する以外の目的で、第三者に使用させてはならない。また、その内容を漏洩してはならない。

(イ) 請負者は、発注者から貸与された図面等を、施工完了後すべて監督官へ返納するものとする。

ソ 完成検査

(ア) 請負者は、工事完成の際は、工事完成検査願を監督官に提出するものとする。

(イ) 請負者は、原則として監督官及び現場代理人立会いのもと、完成した工事目的物について、契約書、仕様書等及びその他関係書類と照合し、合否の判定を受けるものとする。

(ウ) 請負者は、完成検査に際し、手直しが生じた場合、速やかに手直しを行い検査官の再検査を受けるものとする。

タ 提出書類

請負者は、下表のとおり書類を作成し、遅滞なく監督官へ提出するものとする。

書類名称	提出期限	部数	備考
現場代理人等通知書	契約後速やかに	1	定型様式
総合工事工程表	〃	1	任意様式
施工体制台帳及び体系図	必要な場合	1	国土交通省様式
現場閉所実績報告書	翌月10日までに	1	定型様式
材料搬入報告書	〃	1	〃
発生材報告書	〃	1	〃
完成通知書及び検査願	監督官の指示による	1	〃
試験成績書	必要な場合	1	任意様式
写真帳	作成後速やかに	1	〃
承認図	必要な場合	1	〃
打合せ簿	〃	1	定型様式
産業廃棄物管理票(写し)	〃	1	サ 発生材による

6 特記事項

(1) 工事数量

工種	種目	名 称	規格等	単位	数量	備 考
建築改修工事	仮設	墨出し	複合改修	式	1	
		養生	複合改修・搬出入路	式	1	
		整理清掃後片付け	複合改修・搬出入路	式	1	
	撤去	軽量鉄骨天井下地	野縁 19 形	m ²	380.0	
		化粧石こうボード	t=9.5	m ²	360.0	
		ロックウール吸音板	t=9.0	m ²	20.0	下地張り共
	内装	軽量鉄骨天井下地	野縁 19 形	m ²	380.0	
		化粧石こうボード	t=9.5	m ²	360.0	
		ロックウール吸音板	t=9.0	m ²	20.0	下地張り共
電気改修工事	電灯設備	蛍光灯器具		台	79	取外し・再取付
機械設備改修工事	撤去	ファンコイルユニット	CSR-D-31N2	台	45	
			CSR-D-42N2		19	
			CSR-D-62N2		4	
			CSR-D-84N2		6	
			CSR-D-124N2		2	
		風量調節スイッチ		台	76	信号線は撤去しない
		ボールバルブ	呼び径 20A	個	144	
			呼び径 25A	個	8	
	改修	ファンコイルユニット	CSR-D-31N2	台	45	
			CSR-D-42N2		19	
			CSR-D-62N2		4	
			CSR-D-84N2		6	
			CSR-D-124N2		2	
		風量調節スイッチ		台	76	信号線は既設再利用
		ボールバルブ	呼び径 20A	個	144	
			呼び径 25A	個	8	

(2) 建築改修工事

ア 仮設

居住者の私物その他備品等を損傷することのないよう、改修のために必要な範囲を、適切な方法で養生を施すものとする。

関係者以外不許複製

イ 内装

工事に際し、数量表及び図葉番号（８／１１）及び図葉番号（１１／１１）を基準に設備改修に必要な範囲の天井材の撤去・復旧を行う。

（３）電気設備改修工事

工事に際し、数量表及び図葉番号（１１／１１）を基準に、設備改修に必要な電灯設備の取り外し及び再取り付けを行う。

（４）機械設備改修工事

ア 更新する機器の仕様は規既設機器の同等品又は同等品以上の能力を有するものとし、メーカーの指定は行わないものとする。

イ ダクト、配管及び電源線は既設の再利用とし、接続に必要な施工を行うものとする。

７ アスベスト含有物

本工事の撤去に係る建材にアスベストは含有していないものとし、事前調査における分析結果を契約成立後、請負者へ提示するものとする。

８ 発生材処理

（１）処分方法及び処分場所

本工事の施工により発生する産業廃棄物の処分（又は特定建設資材の再資源化に係る処分）は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和４５年法律第１３７号）（又は建設工事に係る資材の再資源化に関する法律（平成１２年法律第１０４号））に基づいて適切に処分するものとする。

本工事の施工により発生する産業廃棄物の処分（又は特定建設資材の再資源化に係る処分）は、アからオのとおり見込んでいる。

ア 現場から受け入れ場所までの運搬距離

片道概ね２５ｋｍ

イ 受け入れ場所での受け入れ時間帯

０８００～１６３０（基準）

ウ 受け入れ費用（中間処理から最終処分）

１ｍ³あたり¥２０,０００円

エ 発生材数量

約４ｍ³（消耗品等は含まない。）

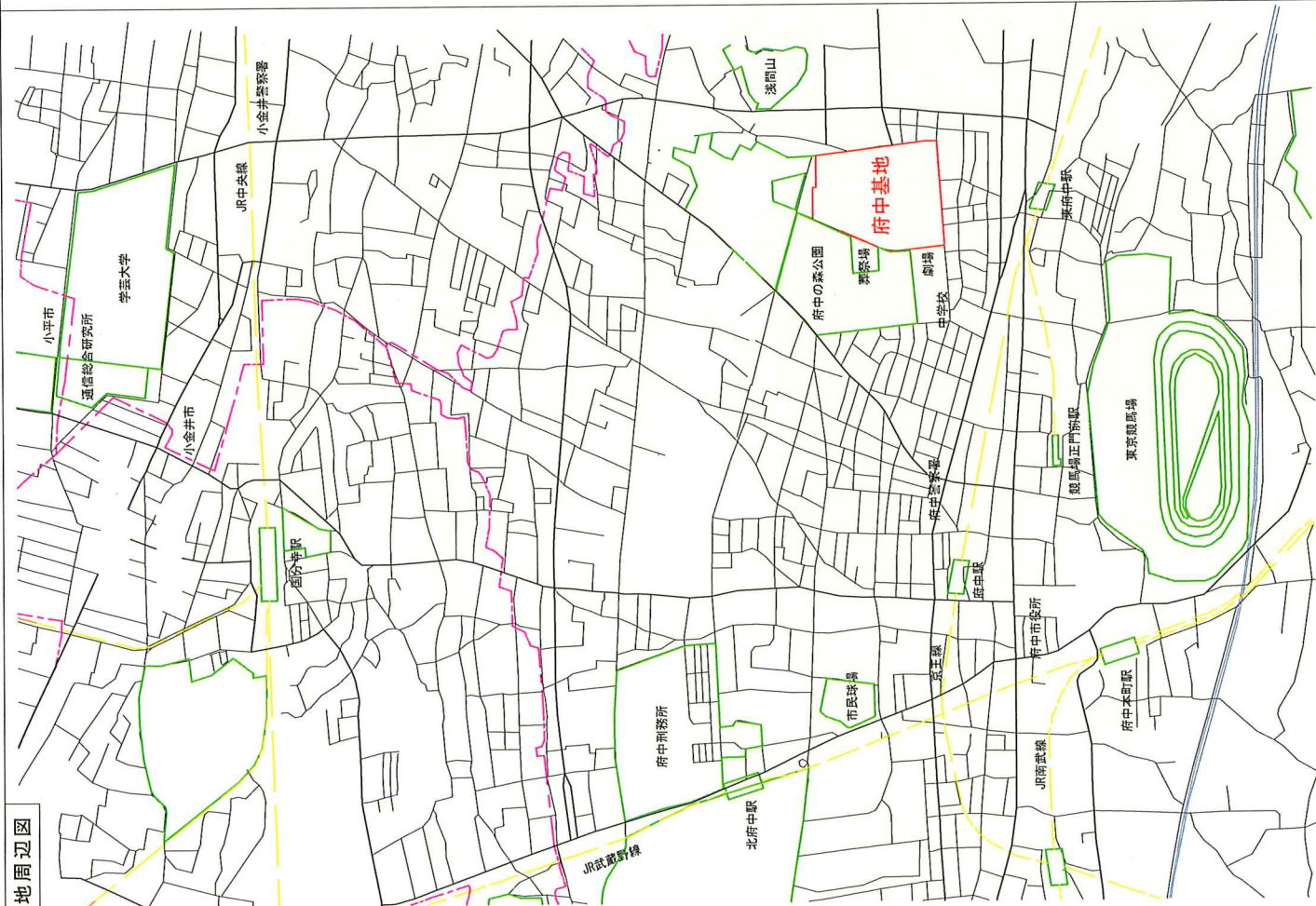
オ 仮置き等の条件

施工現場内のみ可

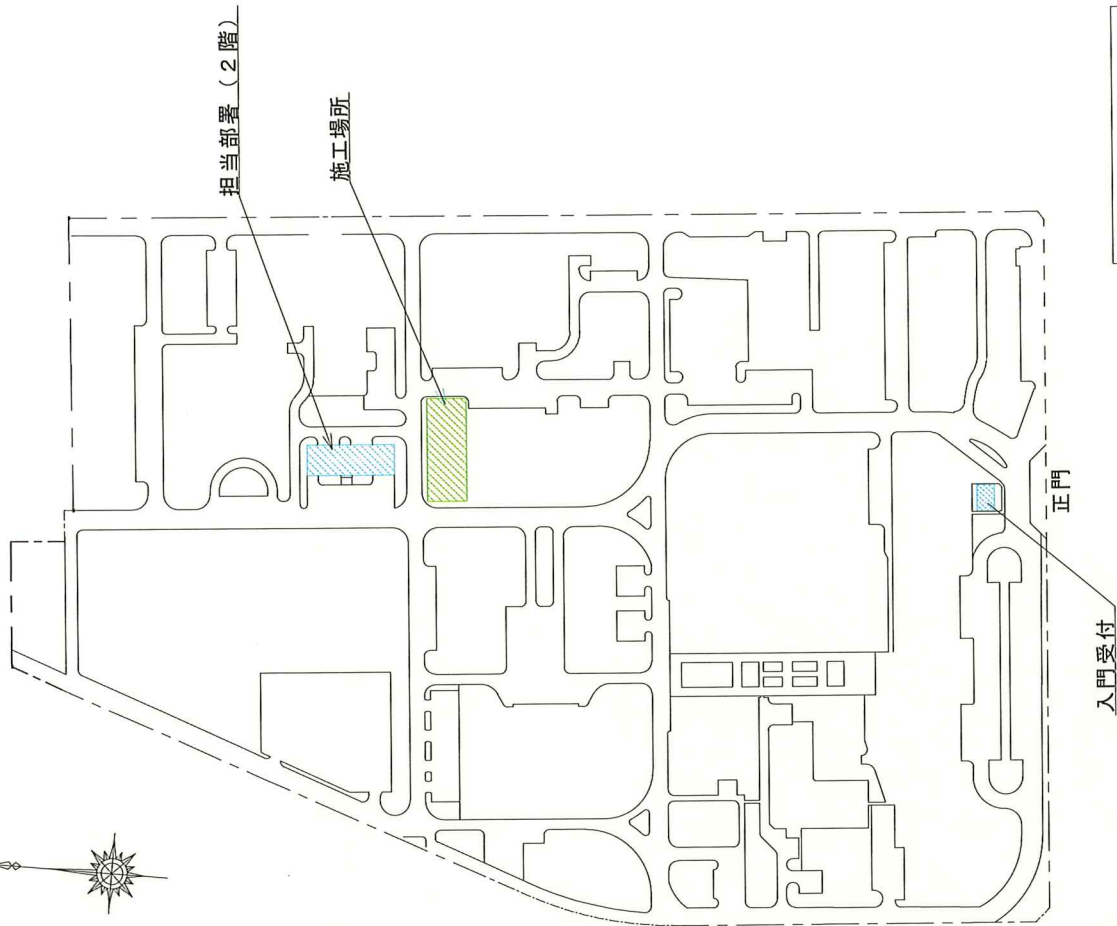
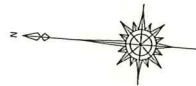
（２）処分場所変更に係る協議

本工事契約後、明らかになったやむを得ない事情により、上記によりがたい場合は、監督官と協議するものとする。

基地周辺図



基地案内図



関係者以外不許複製

件名	203隊舎FCU更新工事
図面名称	案内図
図案番号	1/11
縮尺	N/S
航空自衛隊府中基地	

ファンコイルユニット一覧表

型式	型番	能力 [kW]		数量	1階	2階	3階	4階	5階
					居室	居室	居室	居室	集会室
FCU-3	CSR-31N2	冷房	全熱	45	5	11	12	12	5
		暖房	顕熱						
FCU-4	CSR-42N2	冷房	全熱	19	4	3	2	2	8
		暖房	顕熱						
FCU-6	CSR-62N2	冷房	全熱	4	1	1	1	1	1
		暖房	顕熱						
FCU-8	CSR-84N2	冷房	全熱	6	2	1	1	1	1
		暖房	顕熱						
FCU-12	CSR-124N2	冷房	全熱	2	1	1	1	1	1
		暖房	顕熱						

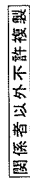
ファンコイルユニット諸元

型式	型番	電源	消費電力50Hz/60Hz[W]	寸法[mm]	質量[kg]	風量[m3/min]	数量
FCU-3	CSR-31N2	単相AC100V 50/60Hz	48/53	587*888*250	23	510	45
FCU-4	CSR-42N2		53/58	587*1015*250	27	660	19
FCU-6	CSR-62N2		70/82	587*1267*250	33	1020	4
FCU-8	CSR-84N2		108/119	587*1645*250	45	1320	6
FCU-12	CSR-124N2		140/161	587*2023*250	55	2040	2

関係者以外不許複製

件名	203隊舎FCU更新工事		
図面名称	更新FCU諸元		
図葉番号	2/11	縮尺	N/S
航空自衛隊府中基地			

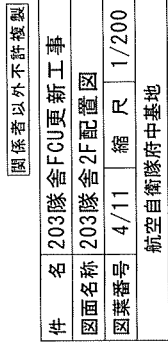
備考		更新対象
□	ファンコイルユニット	
—	冷温水配管(往)	既設再利用(撤去しない)
—	冷温水配管(還)	既設再利用(撤去しない)
—	ドレン配管	既設再利用(撤去しない)



件 名	203隊舎FCU更新工事
図面名称	203隊舎1F配置図
図葉番号	3/11 縮 尺 1/200

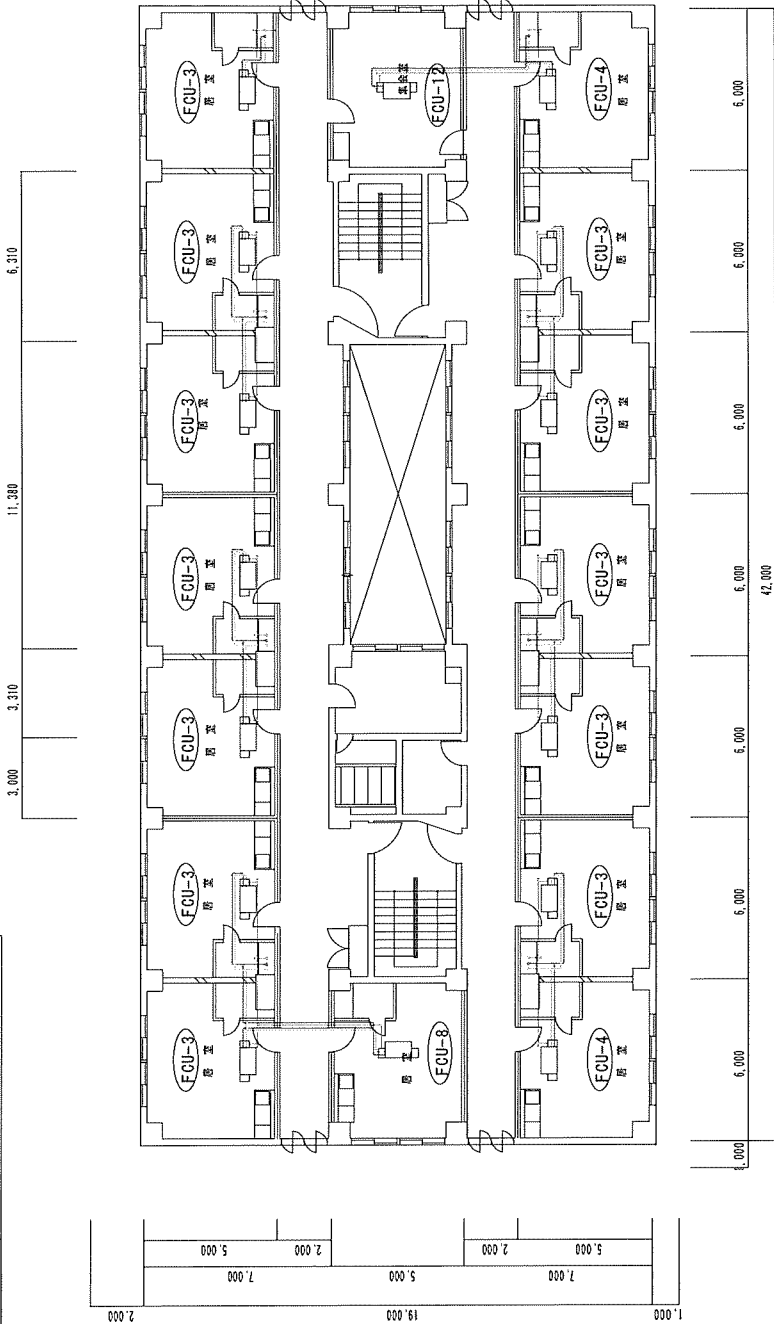
航空自衛隊府中基地

備考		更新対象
	ファンコイルユニット	
—	冷温水配管（往）	既設再利用（撤去しない）
—	冷温水配管（還）	既設再利用（撤去しない）
—	ドレン配管	既設再利用（撤去しない）



【凡例】

備考	
	更新対象
	ファンコイルユニット
	冷温水配管（往）
	冷温水配管（還）
	ドレン配管
	既設再利用（撤去しない）
	既設再利用（撤去しない）
	既設再利用（撤去しない）

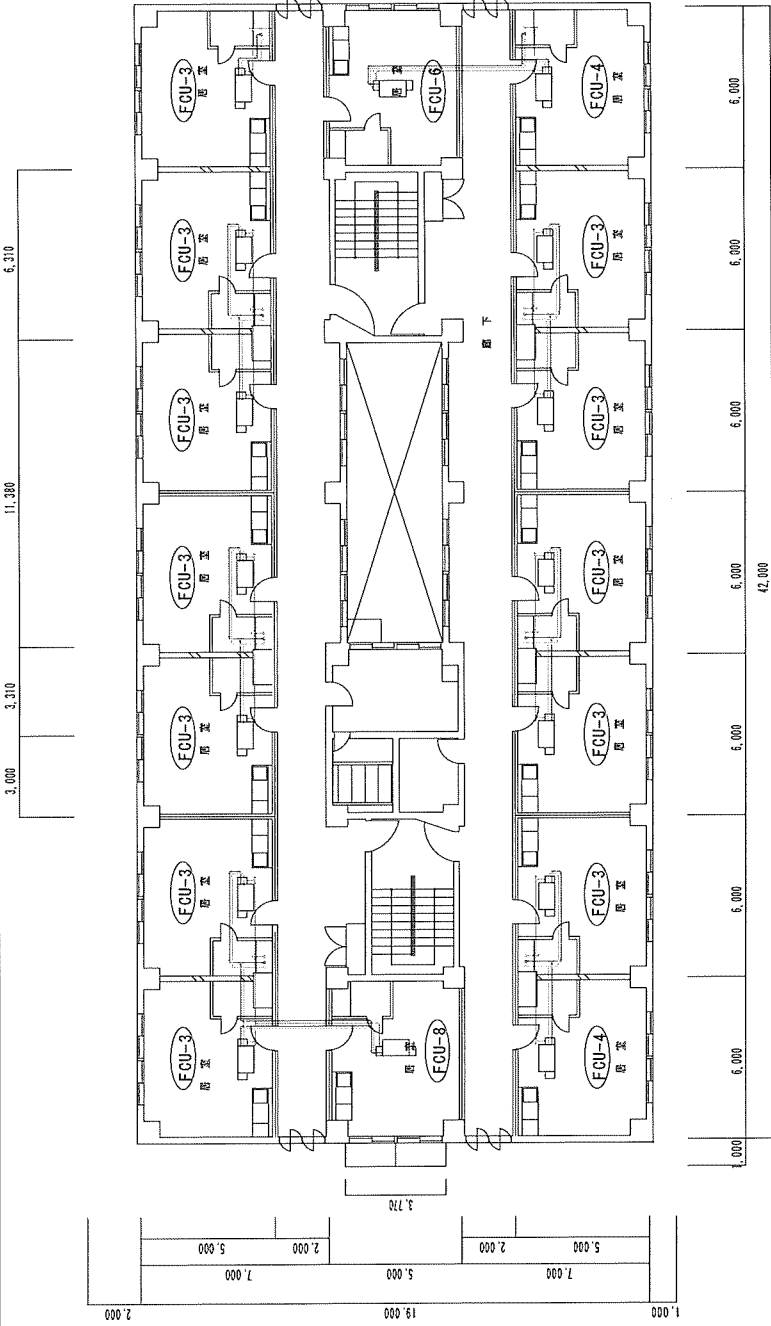


関係者以外不許複製

件名	203隊舎FCU更新工事
図面名称	203隊舎3F配置図
図葉番号	5/11
縮尺	1/200
航空自衛隊府中基地	

【凡例】

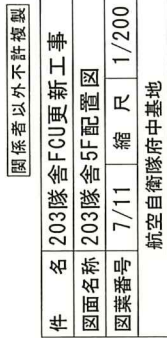
備考	
	ファンユニット
	更新対象
	既設再利用 (撤去しない)
	既設再利用 (撤去しない)
	既設再利用 (撤去しない)



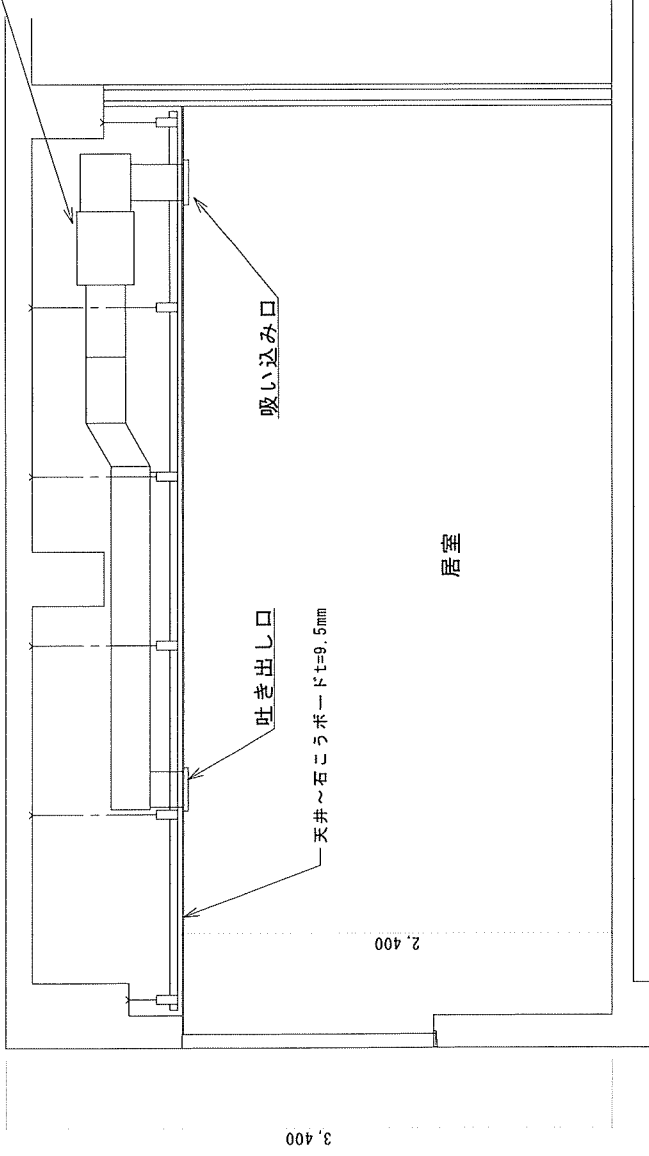
関係者以外不許複製

件名	203隊舎FCU更新工事
図面名称	203隊舎4F配置図
図葉番号	6/11
縮尺	1/200
航空自衛隊府中基地	

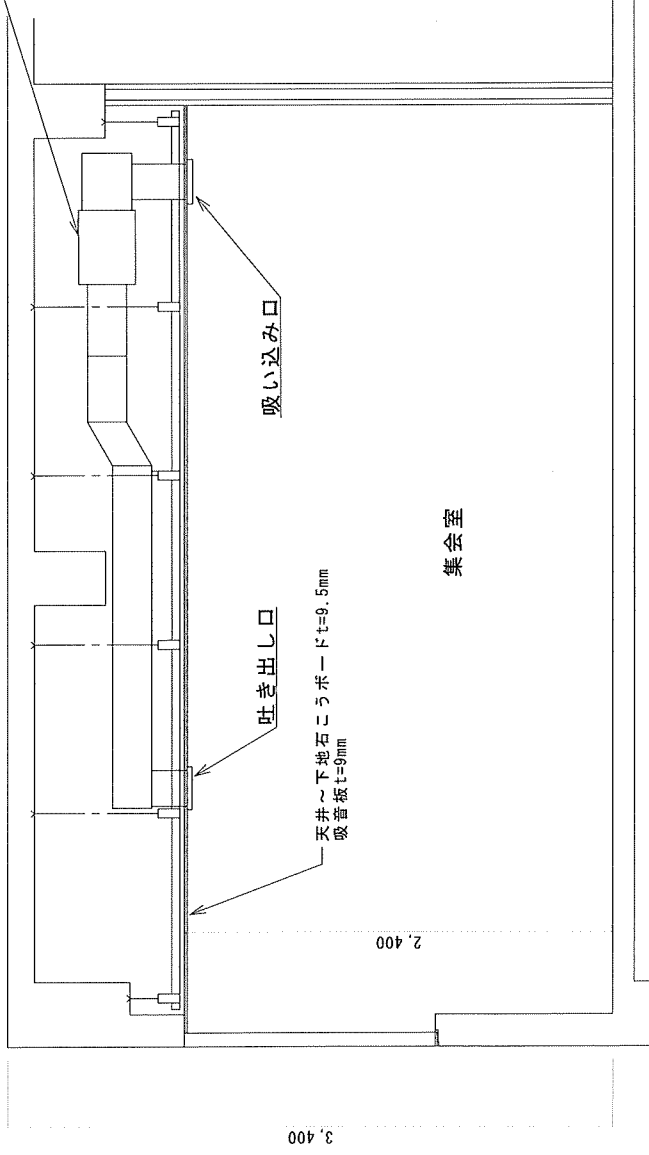
		備考
	ファンコイルユニット	更新対象
	冷温水配管（往）	既設再利用（撤去しない）
	冷温水配管（還）	既設再利用（撤去しない）
	ドレン配管	既設再利用（撤去しない）



ファンコイルユニット

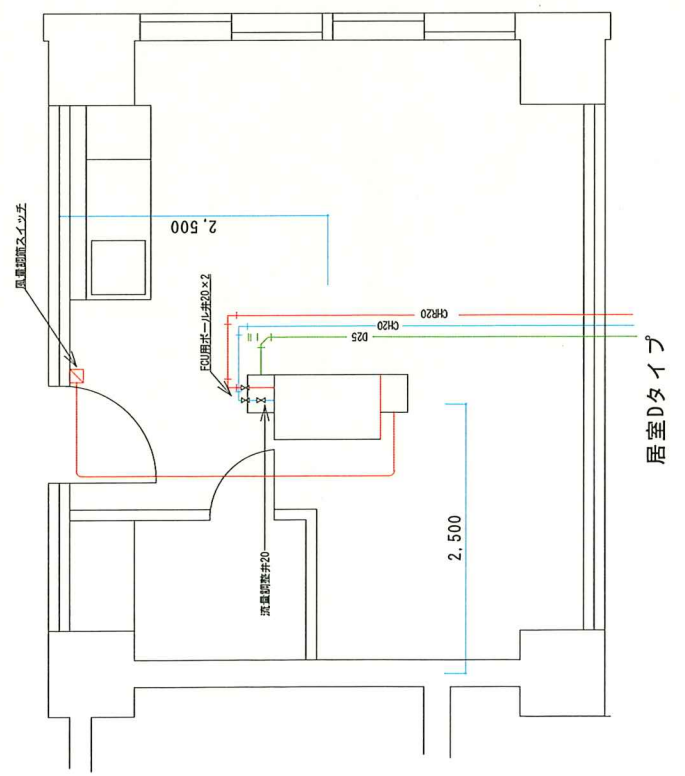
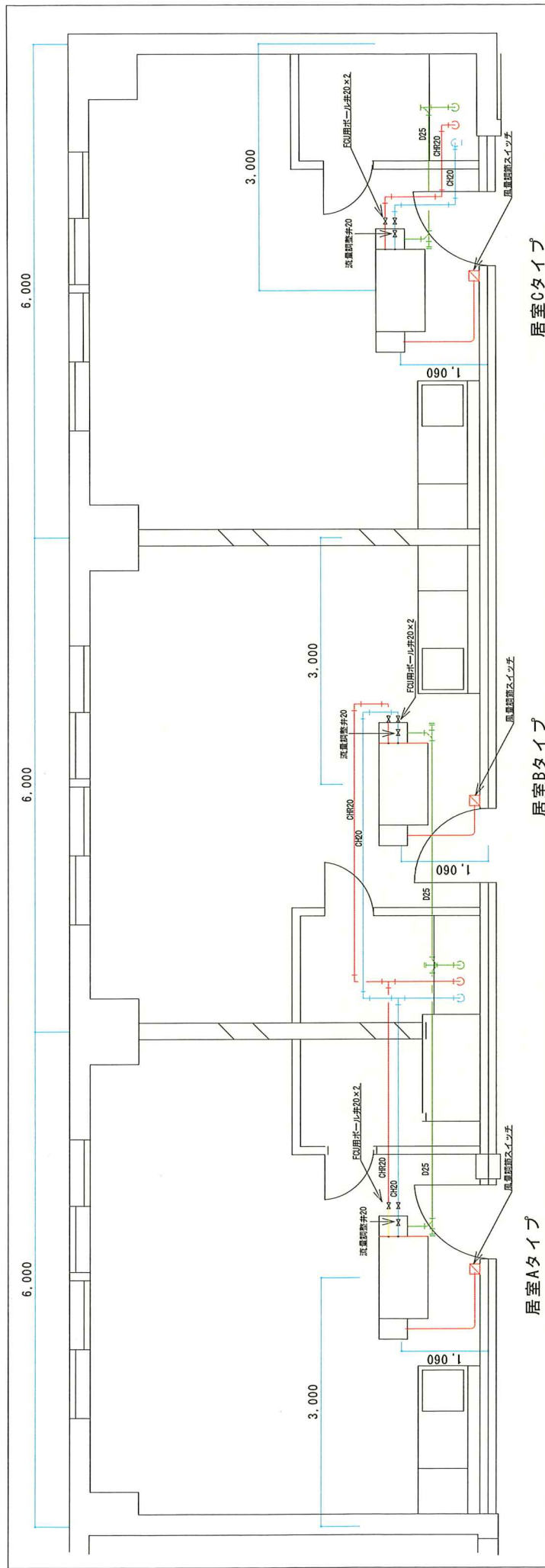


ファンコイルユニット

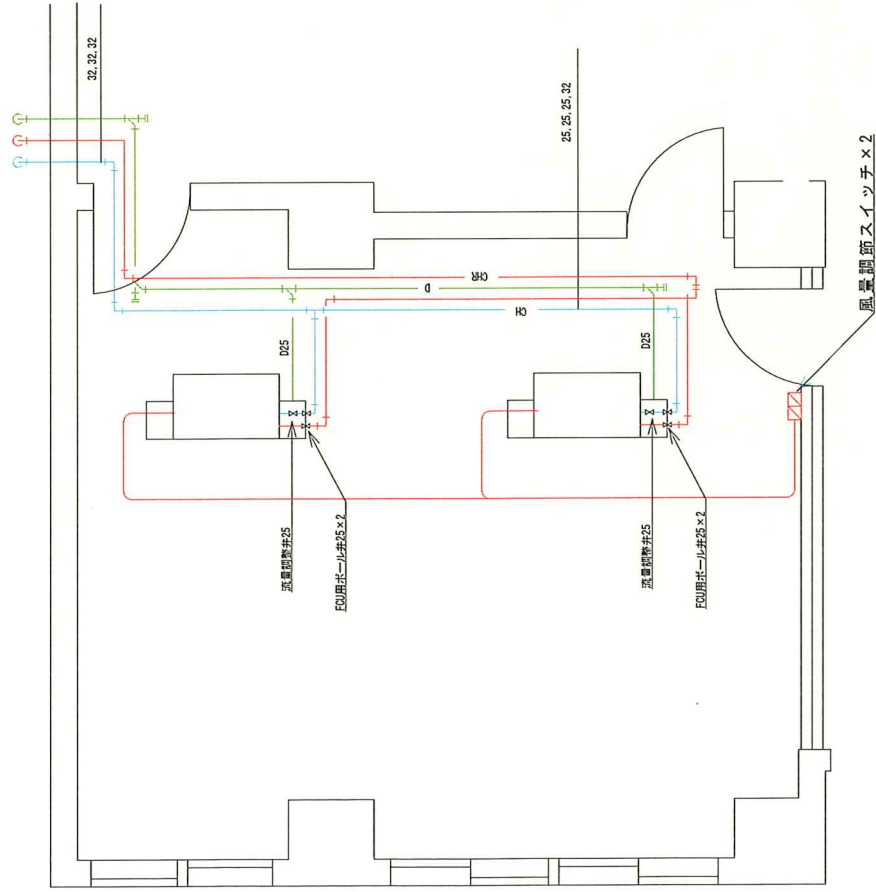


関係者以外不許複製

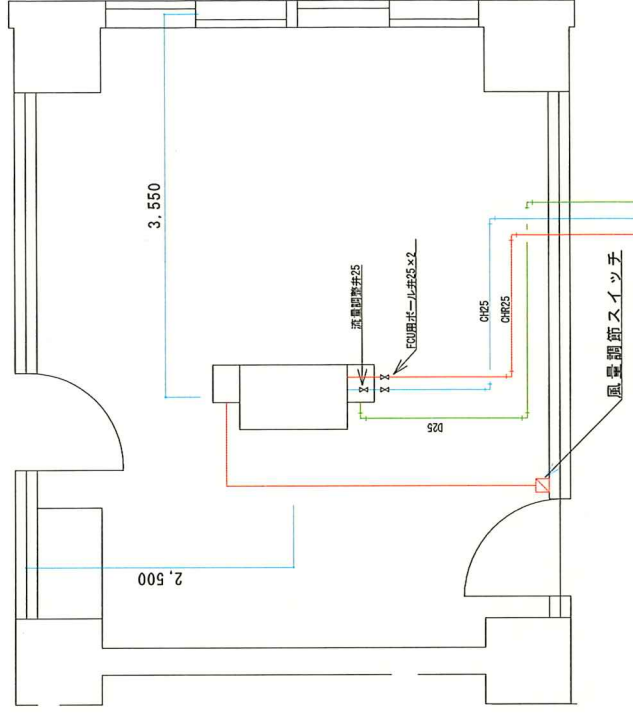
件名	203隊舎FCU更新工事		
図面名称	居室・集会室断面図		
図案番号	8/11	縮尺	1/50
航空自衛隊府中基地			



関係者以外不許複製				
件名	203隊舎FCU更新工事			
図面名称	居室詳細図			
図葉番号	9/11	縮尺	1/50	
航空自衛隊府中基地				



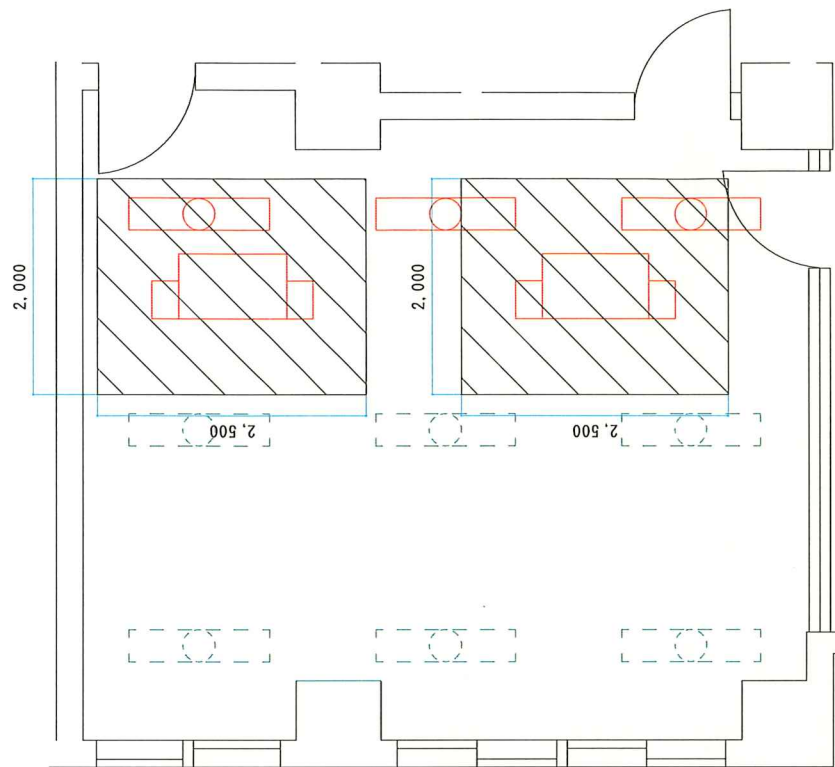
1F集会所詳細図



3F, 5F集会所詳細図

関係者以外不許複製

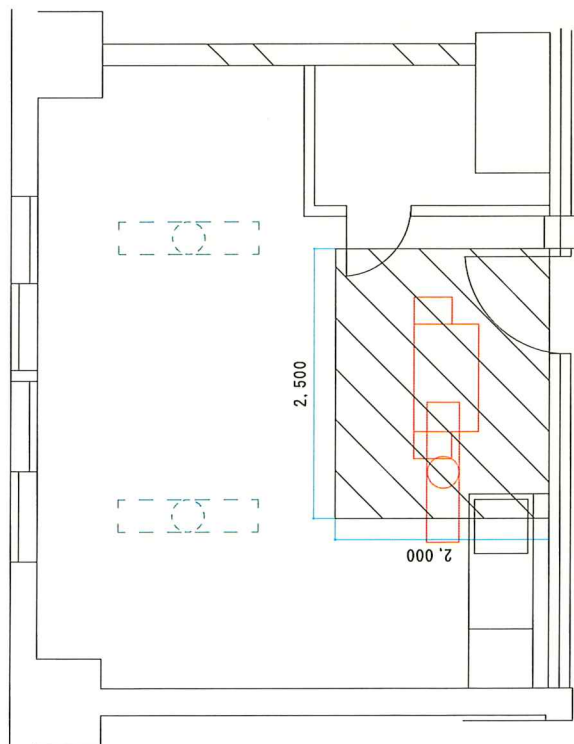
件名	203隊舎FCU更新工事
図面名称	集会室詳細図
図葉番号	10/11
縮尺	1/50
航空自衛隊府中基地	



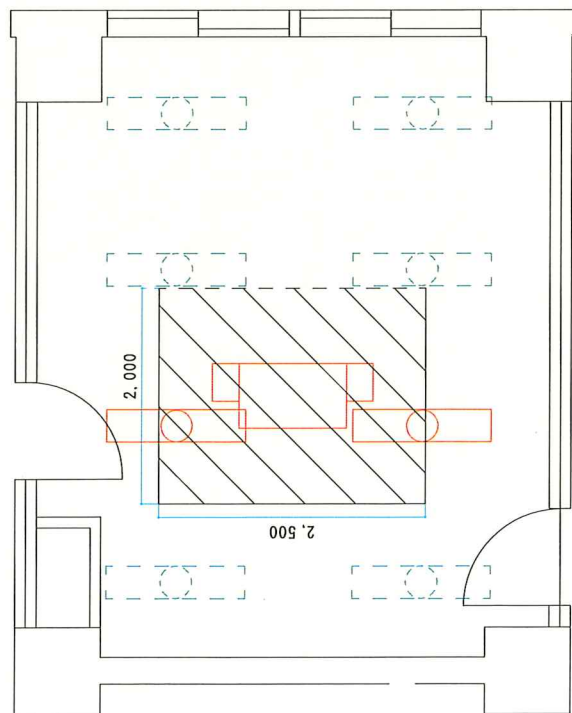
1F 集会所

【凡例】

備考	
ファンコイルユニット	更新対象
天井改修範囲（基準）	撤去、改修
蛍光灯器具	取り外し後再利用



居室



集会所 3F, 5F